

空き家改修事業等補助金（新規出店事業）の概要

R7.4.1 現在
地域経営課

☆対象者

別図で定める中心市街地にぎわい創出エリアにある空き家等を改修し、新規出店をする個人、法人。

以下は交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行おうとする者
- (2) 店舗面積が500㎡を超える小売店舗で営業を行う者
- (3) チェーン展開で事業を行う者
- (4) 中心市街地にぎわい創出エリア内からの移転で、移転前の店舗を空き店舗とした者
- (5) 過去において当補助金(空き店舗対策事業補助金を含む)要綱により補助金の交付を受けた者
- (6) 市税の滞納をしている者
- (7) その他市長が不適当と認める種類の営業

☆対象事業

- (1) 正午から午後2時までを含む1日5時間以上を1週間のうち4日以上営業し、かつ、直接客が店舗に来るもの
- (2) 店舗が1階部分にあり、店舗の入口が道路又は歩道に接していること
- (3) 一事業者が管理・運営する商業施設等の一部を使用する店舗ではないこと
- (4) 市内に同じ業種で出店していないもの
- (5) まちなかのにぎわいを創出するもの
- (6) 中心市街地の活性化に寄与すると市長が認めるもの

★申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・改修工事の見積書
- ・空き家等の賃貸借契約書の写し又は賃貸借証明書
- ・空き家等の付近の見取図、建物平面図
- ・履歴書(法人の場合は定款)

- 審査会を行いますので、出席していただきます。
- 補助金の交付決定までに、申請受付から1ヶ月半ほど要します。交付決定後に改修工事が可能です。

☆補助対象経費

補助対象経費			補助率	補助限度額	補助要件
店舗改修費のみ	改修費	工事請負費(用地取得費、造成費及び建築手続費を除く。)、設備費	2/3	130万円	入居時の1回のみ
店舗改修費と店舗賃借料	改修費	※三条市内の業者へ発注するものを対象とする。	1/2	70万円	
	賃借料	建物及び来客者用駐車場の賃借料(賃借に係る敷金及び礼金を除く。)	1/2	月額5万円(最長12か月)	6, 9, 12, 3月に前月までの分を交付

※新潟県空き家再生まちづくり支援事業補助金交付要綱に定める事業や、該当建物が歴史的建造物である場合は、補助限度額が変わります。

☆補助対象エリア

